特定非営利活動法人プロップK 定款

平成 17 年 10 月 3 日 設立 平成 19 年 11 月 13 日 改定

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人プロップKと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都杉並区久我山5丁目39番6号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、高齢者や障害者を中心とした広く一般市民を対象とし、生活全般の援助、 外出機会の確保、健康な心身を保つ活動、及び、児童支援事業などのさまざまな支援活動を、 住民のボランティアによって行い、併せて地域の活性化や、安心して暮らせるまちづくりにも 寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7)以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 髙齢者・障害者のためのイベント事業
 - ① 文化・スポーツイベントの企画運営事業
 - ② 介護予防に係る催しの企画運営事業
- (2) 高齢者・障害者のための生活援助事業
 - ① ボランティア派遣による生活援助事業
 - ② 福祉・医療・介護・法律・住環境などの専門家と連携した生活相談事業
 - ③ 福祉用具の活用に関する相談や支援
- (3) 福祉に関する情報収集・提供事業
 - ① ホームページの開設・運営
 - ② 学校や各種団体と連携した福祉教育推進事業
- (4) 児童支援事業
 - ① 学童送迎事業
 - ② 育児支援事業
 - ② 児童預かり事業
- (5) 福祉に携わる人材の育成事業
 - ① 福祉活動に携わるボランティアの育成事業
- (6)高齢者を中心とした一般市民向け公共教育地域拠点の管理運営事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員
 - この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員
 - この法人の目的に賛同して賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。
- 3 理事長は、入会の申し込みがあったときは、正当な理由が無い限り入会を承認しなければならない。
- 4 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届を提出したとき
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
 - (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、1年以上納入しないとき
 - (4)除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) この定款に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費、及びその他の拠出金品は、返却しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2)監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は、理事会で選任する。監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の 1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その職務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、あらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めた総会または理事会の議決に基づき、この法人 の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し、不正の行為又は、 法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会また は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、若しく は理事会の招集を請求すること

(任期等)

- 第16条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により。これを解任することができる。この場合。その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員を持って構成する。

(総会の権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について決議する。
 - (1) 定款の変更
 - (2)解散及び合併
 - (3) 会員の除名
 - (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び収支決算
 - (6) 監事の選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)
 - (9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (10) 解散における残余財産の帰属先
 - (11) 事務局の組織及び運営
 - (12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第23条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集請求したとき
- (2) 正会員数の5分の1以上から会議の目的事項を記載した書面又は電子メールをもって召 集の請求があったとき
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により監事から招集があったとき

(総会の招集)

- 第24条 総会は、前条2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事会は、前条第2項第1号及び2号の規定による請求があった時には、その日から30日 以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メール をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

- 第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項と する。ただし、議事が緊急を要するもので参加した正会員の2分の1以上の同意があった場合 は、この限りではない。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を持って議決し、 可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での議決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

- 第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあたってはその数を付記すること。)
 - (3)審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び表決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事を持って構成する。

(理事会の機能)

- 第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1)総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

- 第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって招集の請求があったとき
 - (3) 第15条4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

- 第33条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に 理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について 書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

- 第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること)
 - (3)審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

- 第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものを持って構成する。
 - (1) 財算目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に 定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、 理事会の議決を経た上で、総会の議決を経て決定するものとする。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、賃借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会において承認を 受けなければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次年度事業に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるものの他、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は、 権利の放棄をしようとするときは理事会の決議を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の 多数による議決を経、かつ法第25条第3項に既定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得 なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利法人活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証取り消し
- 2 前項第1号の事由により、この法人が解散するときは、総会に出席した正会員数の4分の3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法 第 11条第3項の規定に従い、総会において正会員数の3分の2以上の議決を経たものに譲渡 す るものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決 を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に記載して行う。

第9章 事務局

(事務局及び職員)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事会の議決を経て、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 石山 恵子

副理事長 田代 佳子

副理事長 永井 邦夫

理 事 松岡 久美

理 事 中村 由美

監事 志田 憲一

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成18年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 正会員(個人) 10,000円 賛助会員(個人、団体) 10,000円
- (2) 年会費 正会員(個人) 5,000 円 賛助会員(個人、団体) 1 口 10,000 円 (1 口以上)